

新潟市旧齋藤家別邸の白壁通りに面した一角には、まち歩きのちょっとした休憩や、情報提供を目的に、気軽に立ち寄ることができる「交流スペース」が整備されています。

「交流スペース」内の一部は、土蔵を改装したギャラリー（以下「土蔵ミニギャラリー」といいます。）になっており、市民の文化意識の高揚と醸成を図ることを目的として、芸術文化活動に携わる団体や個人の展示場としてご利用いただけます。

■利用できる方：

- ・芸術文化活動に携わる市民団体、個人

■利用期間：

- ・原則として14日間以内（展示の準備撤去日を含む）。
- ・ただし、旧齋藤家別邸休館日は除きます。

■利用時間：

- ・午前9時30分から午後6時まで（10月1日から翌年3月31日までは午後5時まで）

■展示の内容等：

- ・絵画、書、写真、彫刻、版画、工芸等の創作作品や、文化、民俗、歴史等の分野の研究発表で、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがないもの。

■利用の手続き：

① 受付

- ・利用開始日の6カ月前の同日から、先着順で受け付けます。（その日が休館日にあたる場合は翌日となります。）利用希望者が複数の場合は、抽選又は協議により決定します。

② 申請

- ・申込みにあたっては土蔵ミニギャラリー利用許可申請書の記入をお願いしております。
- ・なお、必要により「企画書」「関係者名簿」「チラシ」等の資料添付をお願いします。

③ 許可

- ・申請書に基づいて利用を承認した場合は利用許可書をお渡しします。

■使用料：

- ・土蔵ミニギャラリーの利用は無料です。

■設備：

- ・壁面には吊り下げ用レールが設置されています。
- ・天井にはライティングダクトが設置されています。

■利用の制限：

次に該当する場合は利用の許可をしません。また、展示期間中であっても、その行為が確認された場合は利用をお断りします。

- ・利用の目的、内容又は作品が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合
- ・利用の内容又は方法が、施設又は設備を損傷するおそれがあると認められる場合
- ・利用の目的又は内容が、営利であると認められる場合
- ・その他、施設管理者がミニギャラリーの管理上支障があると認める場合

■利用上の注意事項：

- ・展示作品の搬入搬出及び飾り付け等の準備撤去作業は、利用者が行うものとします。
- ・展示前、撤去後の作品はお預かりしません。
- ・展示作品の管理は、必要に応じて当番を置くなど、利用者の責任において行ってください。展示物について施設管理者では一切責任を負いません。
- ・施設内での喫煙、火気の使用はできません。
- ・会場の復元、整理整頓ならびに清掃は利用者でお願いします。
- ・終了後、土蔵ミニギャラリー利用報告書の提出をお願いします。